

令和6年度(株)サクマ安全大会開催



発行:株式会社サクマ広報室
 〒174-0043 東京都板橋区坂下2-32-27
 TEL 03-3558-7316
 FAX 03-3558-7317
 E-mail sakuma@kk-sakuma.com

令和6年6月25日(火)

今月の予定

全国安全週間	本週間: 7月1日~7月7日
国民安全の日	7月1日
安全衛生協議会	7月30日(火)

安全 心得

意識して 目指そう 無事故 無災害

全国安全週間(本週間)

厚生労働省では、毎年7月1日から1週間を「全国安全週間」とし、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的として、毎年実施しており今年で97回目になります。(株)サクマの安全大会は今年で43回目です)



令和6年6月9日(日)午前11時より、港区のTKPガーデンシティPREMIUM品川で開催されました。

来賓の大成建設の庭野様、山栄工業の野田様、関東マテリアルの珍田様他、約140名の皆様にご来場をいただきました。

第一部の安全大会は、波平常務による開会の辞に始まり、佐久真社長の大会式辞、来賓の庭野様から東京スカイツリー施工に関わる安全講話を頂きました。日成ビルド工業

様提供の建設安全のビデオ研修がおこなわれました。続いて弊社勤続10年の功績賞として前泊慎也職長の安全表彰が行われ、その後、新里職長による力強い安全宣言が行われました。

第二部では、食事を交えた歓談の後、新人挨拶、ジャンケン大会、かわいらしいチアガールによるチアダンスパフォーマンスがありました。

伊良皆晃職長による閉会の挨拶により安全大会が終了しました。大会参加の記念品が職人の皆様に配られ、大盛況のうちに閉会となりました。



厚生労働省では、毎年7月1日から1週間を「全国安全週間」とし、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的として、毎年実施しており今年で97回目になります。(株)サクマの安全大会は今年で43回目です)

社長の一言
 会社力を高め社員力を育て、仕事力を高める事が会社維持と社員の人間成長に繋がっていくことになる。

国民安全の日とは

日常生活には、見えない危険がたくさん潜んでいます。その危険に対する意識を高め、予防すること、多くの事故や災害を未然に防ぐことが可能です。そんな大切な意識を国民全体に呼びかけるために制定されたのが「国民安全の日」です。

国を挙げて安全意識の向上を促し、事故や災害の減少を目指しています。特に、労働現場での職場環境の整備が求められています。



平素は(株)サクマの安全活動に多大なる協力とご支援ご理解を頂き、誠にありがとうございます。昨年度はおかげさまで大きな事故はありませんでしたが、小さな事故は数件ありました。小さな事故の陰には、大きな事故が潜んでいます。誰もが災害や事故を起こしたい訳ではありませんが、不安全行動による災害事故は職人の恥です。(株)サクマとしましては、不安全行動を繰り返すような職人は、たとえ腕が良くても辞めて頂きます。現場で、万が一にも死亡事故を起こすようなことがあれば、会社をたたむ覚悟であります。皆様には日頃から自身の健康管理に徹して頂きまして職場での注意力や判断力を養っていただき、仲間の不安全行動があれば見て見ぬふりをせず注意を促し、注意された者は素直に聞き入れ、対応できる安全意識もった職人であっていただきたいです。引き続き不安全行動やヒューマンエラーによる災害事故防止に努めていただきたくお願い申し上げます。会社一丸となり、チームワークで結束を高め、無事故、無災害を目指して安全に取り組みでまいります。「一人のケガ人も無い様に」を祈念しまして挨拶とさせていただきます。

株式会社サクマ 代表取締役 佐久真 建吉

2024(令和6)年4月1日～ 皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル(概要)

皮膚等障害化学物質等の製造・取り扱い時に「不浸透性*の保護具の使用」が義務化されます

*有害物等と直接接触することがないような性能を有することを指しており、JIS T 8116で定義する「透過」及び「浸透」しないことのいずれの要素も含む。

Q：皮膚等障害化学物質とはどのような物質ですか？ →詳細は第1章第3節を確認

A：皮膚等障害化学物質には、**皮膚刺激性有害物質(①)**、**皮膚吸収性有害物質(②)**が存在します。なお、皮膚等障害化学物質および特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質の全体像は下図のとおりです。

特別規則対象物質	①皮膚刺激性有害物質 744物質	①かつ② 124物質	②皮膚吸収性有害物質 196物質
----------	---------------------	---------------	---------------------

従来通り保護具着用の義務あり。

皮膚等障害化学物質 1,064物質
今般新たに保護具着用が義務化。

↑皮膚等障害化学物質リストはこちら



①皮膚刺激性有害物質

皮膚または眼に障害を与えるおそれがあることが
明らかな化学物質
→**局所影響** (化学熱傷、接触性皮膚炎など)



②皮膚吸収性有害物質

皮膚から吸収され、もしくは皮膚に侵入して、
健康障害のおそれがあることが明らかな化学物質
→**全身影響**
(意識障害、各種臓器疾患、発がんなど)



Q：保護具の管理は誰が行うのですか？ →詳細は第1章第3節を確認

A：保護具着用管理責任者が保護具の管理を行います。

【保護具着用管理責任者とは】

化学物質管理者を選任した事業者は、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときは、**保護具着用管理責任者**を選任し、有効な保護具の選択、保護具の保守管理その他保護具に係る業務を担当させなければなりません。

【職務および権限】

- ① 保護具の**適正な選択**に関すること。
- ② 労働者の**保護具の適正な使用**に関すること。
- ③ 保護具の**保守管理**に関すること。

Q：保護具を使用しないとどうなりますか？ →詳細は第2章第1節を確認

A：皮膚等障害化学物質に対して不浸透性の保護具を使用しないと、皮膚障害や皮膚を介した健康障害が発生する可能性があります。

【最近の皮膚等障害事案の状況】

- ・労働災害事例のうち、経皮ばく露による皮膚障害が最多。
- ・特に、皮膚吸収性有害物質は、皮膚刺激性はないが、皮膚から吸収され発がん(膀胱がん)に至った事案も発生。

【労働災害事例】

スコップで水酸化ナトリウムと廃油を含む沈殿物をすくった際に、飛散した水溶液を浴び、作業終了後、水酸化ナトリウムによる薬傷と診断された。

なお、作業者の服装は、通常の作業着に**化学防護手袋でない一般のビニル手袋**、ゴム長靴、さらに**化学防護服ではないナイロン製ヤッケ**を着用している作業者もいた。皮膚に障害を与える水酸化ナトリウムを取り扱うにもかかわらず、**適切な保護具を使用していなかったこと**、作業者および現場責任者が、槽内の物質の有害性について認識していなかったことが原因と考えられている。

手の防護については、一般的なビニル手袋ではなく、適切な化学防護手袋などを使用することが重要です。



災をす害た安
害高。が。全
をめ安起建大
【編集後記】
続る全こ設
行け行大り業
て事会やは参
まではす他加
す安いのお
いす安いの
明に界か
日対わられ
よかすれり
うらるて
も意い働
無識ま災し

編集後記

先月の安全衛生協議会の議事録

- 日時：令和6年5月28日(火) 17:00開会
- 場所：(株)サクマ 本社会議室
- 参加者：役員他 11名
- 働き方改革の検討
- 現場パトロール・ヒヤリハットの報告内容
- 先月の安全目標についての反省
- 施行クレーム報告
- 安全大会(6月9日開催)の段取り 17:50閉会

今月の安全衛生協議会の議事目録

- 開会のあいさつ(議長) 17:00
- 全国安全週間の実施内容について 17:05
- 先月の安全目標の達成状況 17:10
- 現場パトロール・ヒヤリハットの報告
- 月間安全目標：現場モラル遵守の徹底
- 安全大会の反省 17:30
- 来月の予定に関して 17:40
- 質疑応答 17:45
- 閉会の宣言(議長) 17:55